

15 雇用の促進

(1)障害者雇用納付金制度に基づく障害者雇用調整金等

障害者雇用に伴う事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的としています。

	種類	内 容
1	障害者雇用調整金	常時雇用している労働者数が100人を超える事業主（以下、「納付金申告義務事業主」という。）で障害者雇用率（2.5%）を超えて障害者を雇用している場合は、その超えて雇用している障害者数に応じて1人につき月額29,000円（対象障害者数の年間総計が120人を超える場合、当該超過人数分への支給額は1人当たり月額23,000円）の障害者雇用調整金が支給されます。
2	報奨金	常時雇用している労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障害者数の年間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者数の4%の年間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて障害者を雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障害者の人数に21,000円（対象障害者数の年間総計が420人を超える場合、当該超過人数分への支給額は1人当たり月額16,000円）を乗じて得た額の報奨金が支給されます。
3	在宅就業障害者特例調整金	納付金申告義務事業主であって、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「調整額（21,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例調整金が支給されます。 なお、法定雇用率未達成企業については、在宅就業障害者特例調整金の額に応じて、障害者雇用納付金が減額されます。
4	在宅就業障害者特例報奨金	報奨金申請が可能な事業主であって、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、「報奨額（17,000円）」に「事業主が当該年度に支払った在宅就業障害者への支払い総額を評価額（35万円）で除して得た数」を乗じて得た額の在宅就業障害者特例報奨金が支給されます。
5	特例給付金	令和6年3月31日まで雇い入れられた、特定短時間労働者である重度以外の身体障害者または重度以外の知的障害者を雇用しており、あわせて常用雇用労働者である障害者を雇用している100人以下事業主または100人超事業主が申請できます。特定短時間労働者である障害者の年間合計数に1人あたり5,000円（100人以下事業主）または7,000円（100人超事業主）を乗じて得た額が支給されます。ただし、常用雇用障害者の年間合計数が支給上限となります。

□問合せ先

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
栃木支部高齢・障害者業務課(TEL.028-650-6226)